三　本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構が認める者

四　出入国管理及び難民認定法別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

五　［略］

3　［略］

第二十一条　［略］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［略］

三　大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者。以下この号において同じ。）の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

第二十二条　［略］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［略］

三　大学院において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者。以下この号において同じ。）の収入に関し機構の定める資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

第二十三条　［略］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［略］

三　大学院において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者）の収入に関する資料に基づき、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者）の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

第二十三条の二　学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一・二　［略］

三　確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であって、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ・ロ　［略］

ハ　学校教育法施行規則第百五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

ニ～チ　［略］

2　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一～三　［略］

［号を加える。］

二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

三　［同上］

3　［同上］

第二十一条　［同上］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［同上］

三　大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者をいう。以下この号、次条第二項第三号及び第二十三条第二項第三号において同じ。）の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

第二十二条　［同上］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［同上］

三　大学院において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に関し機構の定める資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

第二十三条　［同上］

2　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二　［同上］

三　大学院において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

第二十三条の二　学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一・二　［同上］

三　確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であって、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ・ロ　［同上］

ハ　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

ニ～チ　［同上］

2　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一～三　［同上］